

不安に応え、感染拡大防止と「自粛と一体の補償」を直ちに

4月から実施している日本共産党市議団の「新型コロナに関するアンケート」に寄せられた声を紹介します

生活や営業等への影響について

- ・ イベントの中止で、収入の道が閉ざされた。社員の給料も払えない。
- ・ 客足が遠のき、注文が減っている。今現在よりも、今後が心配。
- ・ 障がい者作業所では、販売先が断られ、受注の仕事も減り、仕事がない。事業所も、次年度減算となり、経営に影響する。
- ・ 多くの行事や催しが中止となり、外出も控え、閉塞感を感じる。
- ・ 医療現場でもマスク等が不足し、いつ感染してもおかしくない状況。

新型コロナウイルス対策について

- ・ 無利子の融資があるが、地震以降の売り上げ低下のため返済できない。税金の免除・減免を実施してほしい。
- ・ 個人事業者へも手を差し伸べてほしい。融資でなく、給付でほしい。
- ・ 政府のマスク配布はやめてほしい。パフォーマンスではないか。
- ・ PCR検査や抗体検査、検査体制を拡充してほしい。
- ・ 医療機関でもマスク・手袋・消毒等が入手困難な状況。医療者の安全が守られなければ、院内感染も起こる。国・自治体の責任で、医療材料確保を。
- ・ 感染拡大防止には自粛も必要、自粛に伴う補償をきちんとしてほしい。
- ・ 補償を伴わない要請はあり得ない、実態を把握し、すぐに具体策実施を。
- ・ 消費税を一時0%または減が一番平等な対策だと思う。
- ・ 検査をもっとスムーズにやってほしい。
- ・ 正確な情報をきちんと公開してほしい。
- ・ 中小零細企業・パート・アルバイト等への現金による援助を願う。

「一斉休校」に関する意見

- ・ 長期休校で生活のリズムがくずれ、兄弟ゲンカが増えた。
- ・ 給食のありがたさ、学校のありがたさをしみじみと感じた。
- ・ 子どものストレスの増大、学業の遅れ（単位取得）を心配する。
- ・ 子どもがテレビやゲームばかりをして過ごすのではないか。

健康面での不安

- ・ 持病があるので不安でいっぱい。
- ・ すべての人がストレスになるのではないか。
- ・ 家族以外とは直接会えないのがつらい。
- ・ 病院へ行くのがこわい。薬の電話処方等を広げてほしい。
- ・ コロナ対策で、独居老人の孤独死が発生しないか心配している。



【控室から】
新型コロナから命とくらしを守るために
なすまどか



「夏まではお店がもたない...」「せめて家賃と人件費だけでも補償があれば...」「いつまで続くか見通しがないので、踏ん張る気力もわかない」ー真島前衆議院議員、山本県議、市議団で市内各事業所を調査した際に出された悲痛な叫びです。

新型コロナウィルス感染に対する恐怖、暮らしや生業がつぶされてしまう不安、長く続く休校による子どもたちに与える影響に対する心配など、私たちはこれまでに経験したことがない幾重にも及ぶ困難に直面しています。

いま政治が行うべきことは、自粛を要請するだけにとどまらず、自粛をしても今の生活や生業を維持しうるあらゆる方策を講じること、コロナ収束に国民全体が一致団結できうる希望ある政策を実行することです。

新型コロナウィルス対策として政府が拡充した雇用調整助成金（雇調金）について、相談が4万7000件に上る一方、支給決定は2件（3日時点）にとどまっていることが共産党国会議員団の調査で明らかになりました。要請だけで、あとは国民任せとにならないよう、私たちも市民の方々の声を行政に届け、全力で頑張る決意です。

日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階
発行：日本共産党熊本市議団
上野みえこ なすまどか

NO. 1183
2020年4月19日号
電話 328-2656
FAX 359-5047



メール: kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP: 共産党 熊本市議団

検索



新型コロナウイルス感染症にかかわり、生活保護制度運用等の改善を

4月14日、「熊本市生活と健康を守る会」の熊本市への要望に党市議団も参加しました

熊本市においても、日々新型コロナウイルス感染症の新たな患者が発生し、感染が拡大しています。4月7日、全国7都府県で政府の緊急事態宣言が出されたのを受け、厚生労働省は同日「新型コロナウイルス感染防止のための生活保護業務等における対応について」の事務連絡を出しました。

この厚労省通知を受け、熊本市生健会は9項目の要望を提出しました。

【要望内容】

- 1、 厚労省の生活保護に関する事務連絡を徹底し、運用改善を図ること
 - (1) 医療券方式の取扱いなど、保護利用者への口頭や文書による通知を行うこと
 - (2) 申請者の窮状にかんがみて、可能な限り速やかな決定を行うこと
 - (3) 保護費の窓口での支給を中止し、金融機関への振込みとすること
 - (4) 保護費からの「義援金や年金遡及」等の返還は、食費を削ることにながっている。栄養改善等コロナ感染予防の観点から「返還」を停止すること
 - (5) 住宅扶助費が安く、手出しをしている世帯への特別家賃を支給すること
- 2、 ネットカフェや温泉施設などを長期わたって利用するなどホームレス状態の場合、民間住宅への入居は、保証人がいない等「自己責任」では解決しない。感染防止の観点から、ビジネスホテル等の借り上げ等の対応を行うこと
- 3、 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付では、過去の貸付金の滞納を理由に線引きし、失業で収入がなく、窮迫状態の市民に対しても受付を拒否している。全国の社会福祉協議会では、滞納があっても貸し付けており、熊本でも滞納があっても「柔軟」に対応し、受理すること
- 4、 総合支援金は、失業者だけでなく、収入減少者に対しても貸付を行うこと
- 5、 熊本市社会福祉協議会が運用している「福祉金庫」貸付の「保証人制度」をなくし、窮迫者への対応を行うように要請すること
- 6、 一人親家庭に対する3万円の給付等熊本市独自の支援策を行うこと

4月7日厚生労働省通知の立場での制度運用を

稼働能力、自動車、自営に必要な資産があっても生活保護適用に

厚労省事務連絡は、保護要否判定に以下の点を踏まえます。

- 1、 稼働能力の活用する場を得ることができるか否かの判断を留保することができる

- 2、 一時的な収入の減少により保護が必要な場合は、通勤用等の自動車保有を認めること、転職指導は行わなくていい、店舗・機械等の資産保有を認める

医療扶助申請は電話連絡等で、医療券なしで受診可能

医療扶助の申請は、基本的に電話連絡等で受け付け、特段の事情がなければこの申請で受け

付け、医療券の発行がなくても受診が認められます。事務手続きは、市と医療機関で行います。

調査は電話等で必要最低限に、保護決定は速やかに

保護申請の相談は、申請の意思確認の上、要否判定に必要な事項のみ聞き取りする。その他は、電話での対応とします。

保護決定についても、速やかに行うこととしています。

以上の事務連絡の趣旨をしっかりと踏まえた対応が必要です。

訪問調査は、やむを得ず訪問を実施する場合を除き、電話連絡等により生活状況を把握するとし、必要な場合は予定していた訪問の延期もできます。

